

京都市国民健康保険における情報データ（レセプト及び健診結果）を用いた保健事業及び医療費適正化事業業務委託に関する公募型プロポーザル
実施要領

1 趣旨及び目的

本要領は、京都市国民健康保険（以下「京都市国保」という。）の被保険者を対象に実施する下記(1)～(3)の業務を実施するに当たり必要な事務作業等の業務委託について、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式による選定手続を定めるものです。

また、別紙「京都市国民健康保険における情報データ（レセプト及び健診結果）を用いた保健事業及び医療費適正化事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める事項を遵守しながら、自由に提案していただき、全事業総合的に判断して最も効果的な業務履行が見込まれるものを採用します。

(1) 特定健康診査受診勧奨業務

京都市国保の被保険者である40歳以上の方を対象に実施する特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率の向上を図る目的で実施する業務（効果検証を含む）

(2) 生活習慣病重症化予防対象者抽出等業務

京都市国保の被保険者のうち、生活習慣病重症化予防の観点で、医療機関への受診が必要な対象者（医療機関未受診者、糖尿病治療中断者）の抽出及び介入後の効果検証を実施する業務

(3) 後発医薬品差額通知書作成等業務

京都市国保の被保険者を対象に後発医薬品差額通知書（以下「通知書」という。）の作成、送付及び効果検証を実施する業務

2 委託業務の概要

(1) 契約件名

仕様書のとおり

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

仕様書のとおり

(4) 委託金額の上限

各事業の各年度の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりです。

業務名	上限額（消費税及び地方消費税を含む。）
特定健康診査受診勧奨業務	21,000千円
生活重症化予防対象者抽出等業務	8,360千円
後発医薬品差額通知書作成等業務委託	10,500千円

消費税及び地方消費税率は10%とします。

提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とします。

また、本事業に係る予算が不成立の場合や、自然災害の発生又は感染症の流行等の場合には、契約できない場合や事業内容を変更する場合があります。

この場合、受託候補者は本事業に係る契約の締結ができなかったことにより生じた損害賠償について、本市に請求できないものとします。

3 参加資格

プロポーザル参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としします。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとします。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に記載されている者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 緊急時に本市から連絡を受けてから4(3)の本執務室へ12時間以内に到着可能であること。
- (4) 過去5年間（平成31年度～令和5年度）に、次のアからウの業務のいずれかを国又は地方自治体から受託した実績があること。

ア 特定健康診査受診勧奨業務

イ 生活習慣病重症化予防対象者抽出等業務

ウ 後発医薬品差額通知書作成等業務

- (5) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を取得しているか、JAPHIC（ジャフィック）マークを付与されている又はISO/IEC27001の認定を保有していること。
- (6) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表事業者及び分担事業者全てが、上記(1)～(3)及び(5)の条件を満たしているものとする。

また、当該業務委託契約の締結の日までにコンソーシアム運営に係る協定書の締結を予定していること。

4 参加手続等

プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（簡易書留郵便に限る。）又は持参により提出してください。郵送及び持参以外は受付できません。

(1) 提出書類等

ア 参加表明書等提出期限までに必要な書類

＜参加希望者共通＞

「参加表明書」（様式1）	1部
「業務実績申告書」（様式2）	1部
一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を取得しているか、JAPHIC（ジャフィック）マークを付与されている又はISO/IEC27001の認定を保有していることが分かる書類（許諾証の写し等）	1部
会社概要が分かる書類（パンフレット等）	8部

京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業である者は、登記事項証明書等市内中小企業であることがわかる書類	1部
---	----

イ 質問受付期限までに必要な書類（質問は任意）

「質問票」（様式3） ※1つの質問に「質問票」1枚を作成してください。 ※電子メールで提出してください。	1部
--	----

ウ 企画提案書等提出期限までに必要な書類

企画提案書等（様式任意） ※別添1～3「特定健康診査受診勧奨業務、生活習慣病重症化予防対象者抽出等業務、後発医薬品差額通知書作成等業務委託プロポーザル評価基準」の項目に沿って作成してください。 ※A4サイズ、50頁以内で作成してください。	10部
企画提案動画（動画の長さは50分以内とし、mp4形式とする） ※1動画を1ファイルで作成し、DVD1枚に記録してください。 ※内容は、企画提案書内容に関するプレゼンテーションを録画したもの（50分以内であれば、編集・加工は自由）	3部
見積書（社印及び代表者印を押印したもの又はこれらの押印がない場合には、担当者の氏名及び連絡先が明記されているもの） ※宛先は京都市長で作成してください。 ※様式4に記載の項目を満たす様式で作成してください。	1部
経費内訳書（様式は問わない） ※年度別、事業別に内訳が分かるよう記載してください。	1部

(2) 提出期限

「9スケジュール」を参照

(3) 提出先

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課（担当：木下、大阿久）

電話：075-213-5862

電子メールアドレス：hokennenkin@city.kyoto.lg.jp

(4) 参加対象外となる場合

参加表明書等が次に掲げるいずれかに該当するときは、参加対象外となり、電子メール又は書面により、その旨を通知します。ただし、簡易な不備については、訂正を求め修正のうえ受け付けるものとします。

- ア 3に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 2(4)の金額を超えた見積が提示された場合

5 質問の受付及び回答について

プロポーザルに関して質問がある場合は、4(3)の提出先に記載する電子メールアドレスに、「京都市国民健康保険におけるレセプトを用いた保健事業及び医療費適正化事業業務委託に関する質問」と件名を記入したうえで、「質問票」（様式3）を添付し提出してください。公平で厳正な選定を行うため、電子メール以外での質問は一切受け付けません。

なお、質問の受付は、4に記載する参加表明書等を提出した者のうち、参加対象外以外の者（以下、「参加者」という。）に限ります。

(1) 受付先

4(3)の提出先の電子メールアドレス

(2) 受付期限

9のスケジュールを参照

(3) 質問の回答

質問への回答は、質問を提出した者に対して行いますが、参加者全員に関係する質問内容と本市が判断したものについては、質問内容及び回答内容を取りまとめうえで、参加者全員に電子メールで送信します。

6 提案に対する質問・回答期間

提出された「企画提案書等」及び「企画提案動画」に基づき審査を実施し、プレゼンテーション（場所を設けての提案方式）での提案は行わないものとします。

本市の審査後、事前に提出いただきました「参加表明書」記載のメールアドレス宛てに審査者からの質問事項を送付させていただきます。

本市からの質問に対する回答は、質問日から起算して本市開庁日の3日後の午後11時59分までにメールにより回答をしてください。

なお、質問の日は、事前に連絡をさせていただくとともに、すべての参加者へ同日に質問事項を送付するものとします。

質問がない場合も、質問がない旨の連絡をメールによりさせていただきます。

期限までに回答がなかった場合は、その質問項目に関連する評価点は「0」とさせていただきます。

7 選定方法

選定に当たっては、「企画提案書等」及び「企画提案動画」により参加者の事業実施能力を総合的に評価します。

評価点の算出は、審査者単位で評価項目の大分類ごとに小計し、その小計単位で各審査員の平均を算出したものを平均小計（小数点以下四捨五入）とします。大分類の平均小計を合計したものを参加者の評価点とします。

評価点は、最低制限（配点合計600点のうち360点）の基準を上回った者のうち、最も評価点が高い提案を行った者を受託候補者として選定します。

最も評価点が高い提案者が2者以上の場合は、京都市公契約基本条例に基づいて市内中小企業を優先して受託候補者を選定します。更に市内中小企業が2者以上であった場合や市内中小企業の参加がなかった場合は、その中で見積価格が一番低い者を受託候補者とします。

また、参加者が1者のみであっても、プロポーザルを実施することとします（選定結果通知まで参加者は公表しません。）。

受託候補者に選定された者が、辞退等により本市と委託契約ができない場合は、次点者を受託候補者とします。

(1) 選定結果の通知

ア 時期

9のスケジュールを参照

イ 方法

参加者全員に、電子メール又は書面により通知します。また、京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課のウェブサイト上で参加した事業者名と評価点を公表します。

(2) 審査を行う者

受託候補者の選定に当たり、審査を行う者を次のとおり定めます。

ア 特定健康診査受診勧奨業務

- | | |
|------------------|----------|
| ・保健福祉局生活福祉部 | 生活福祉部長 |
| ・保健福祉局生活福祉部保険年金課 | 保険年金課長 |
| ・保健福祉局生活福祉部保険年金課 | 特定健診担当係長 |
| ・保健福祉局生活福祉部保険年金課 | 特定健診担当 |

イ 生活習慣病重症化予防対象者抽出等業務

- | | |
|------------------|------------|
| ・保健福祉局生活福祉部 | 生活福祉部長 |
| ・保健福祉局生活福祉部保険年金課 | 保険年金課長 |
| ・保健福祉局生活福祉部保険年金課 | 特定保健指導第一係長 |
| ・保健福祉局生活福祉部保険年金課 | 特定保健指導第二係長 |

ウ 後発医薬品差額通知書作成等業務

- | | |
|------------------|--------|
| ・保健福祉局生活福祉部 | 生活福祉部長 |
| ・保健福祉局生活福祉部保険年金課 | 保険年金課長 |
| ・保健福祉局生活福祉部保険年金課 | 管理係長 |
| ・保健福祉局生活福祉部保険年金課 | 管理担当 |

(3) 審査方法

7(2)で選定会議を開き審査を実施するものとします。

(4) 評価基準

別添「京都市国民健康保険における情報データ（レセプト及び健診データ）を用い

た保健事業及び医療費適正化事業業務委託に関する公募型プロポーザル評価基準」のとおり

8 委託契約

選定された受託候補者は、企画提案書等に基づき、具体的な事業内容等について本市と協議し、合意に達した場合に限り、委託契約を行うものとします。

9 スケジュール

参加表明書等提出期限（※１）	令和６年２月２６日（月）
質問受付期限（※２）	令和６年３月４日（月）
質問回答期限	令和６年３月１１日（月）
企画提案書等提出期限（※１）	令和６年３月１８日（月）
選定結果通知	令和６年３月下旬頃

※１ 郵送の場合は、期限必着とします。持参の場合は、平日（祝・休日を除く）の午前９時から午後５時までとします。

※２ 電子メールで提出してください。期限の午後１１時５９分まで有効とします。

10 その他

- (1) すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、書類提出者の負担とします。
- (2) 提案は１事業者につき１つとし、複数の提案は認めません。
- (3) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 企画提案書等の提出期限後の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- (5) 企画提案書等の提出物は、選定結果の如何に関わらず返却しません。
- (6) 仕様書を必ず遵守するものとしてください。
- (7) 本要領に記載のない事項又は本要領に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこととします。